

個別事業の見直し

前期計画の成果を引き続き中期計画に引き継ぐとともに、今回新たな課題や方向性として掲げた重点的な取り組みを踏まえ、前期事業の継続実施、後期事業の前倒しなど、また項目の整理などを次のように行ないます。

西東京市子育て・子育てワイワイプラン 施策の修正

個別施策

1 子ども参加

1-1 子どもの権利の尊重

1-1-1 子どもの生活状況

調整前(平成18年12月現在)		調整後		備考
(重)特色ある児童館事業への変革 施設の建替えや改修を計画的にすすめる。 現状は主に小学生が利用しており、今後は乳幼児の遊び場に適した施設・設備の充実、障害のある子どもたちの集える場、中高生に魅力ある児童館づくりなどにも努める。 子ども参加で、子どものための企画づくりをすすめるとともに、事業運営の方法を検討します。	児童課	(重)児童館の再編成と機能の充実 施設の建替えや改修を計画的にすすめる。 児童館を、乳幼児・障害児・ひとり親家庭の子ども・中高生等の多様なニーズに応じていくため、地域や役割ごとに機能を特化・充実させ、魅力ある児童館へ再編成していく。 また、子どもからの相談が多い児童館の特性を十分に活かし、相談事業をより一層推進していきます。	児童課	庁内調整

1-1-3 子どもの救済

調整前(平成18年12月現在)		調整後		備考
虐待防止ネットワークの創設 児童相談所、子ども家庭支援センターをはじめ、警察、医療機関、保健所、福祉、教育等の関係機関がネットワークを組み、虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるように児童虐待防止連絡協議会を設置する。	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の設置 児童相談所、子ども家庭支援センター、警察、医療機関、保健所、福祉、教育等の関係機関のネットワークを強化し、虐待される子どもの救済に迅速・有効に行動できるよう、 児童福祉法に規定される要保護児童対策地域協議会 を設置する。	子育て支援課	用語変更

1-2-1 子どもを支える地域のシステム

調整前(平成18年12月現在)		調整後		備考
(重)子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進 公共施設の事業企画・運営・利用への子どもの参加や子どもだけで利用できる方法を検討する。 <u>子ども施設の設置・改築・事業運営については、子どもを企画・事業運営委員に登用する。また、利用料の無料化や減免を検討するとともに、利用申込資格を子どもだけでできるよう弾力化する。</u>	子育て支援課 関係各課 (文化・スポーツ振興財団)	(重)子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進 児童館や公民館、地区会館、いこいの森公園など、公共施設の事業企画・運営・利用への子どもの参加や子どもだけで利用できる方法を検討する。 また、子どもの意見を聞く場として、子どもへのヒアリング、意見発表会、子ども議会などの実施を検討する。 (下線部分を削除) 1-2-2(重)子どもの公共施設利用促進の方法の検討へ統合	児童課 公民館 生活文化課 公園緑地課 子育て支援課	庁内調整

<p>(重)プレイリーダーの育成と「遊びの出前」事業の検討 プレイリーダーの育成事業を創設する。 プレイパーク、小学校での「遊びの学校」事業、中学校での「校内スポーツクラブ」事業、さらには地域の子どもの遊び支援グループなどに対し、プレイリーダー(遊びの指導員)の派遣事業などを検討する。</p>	<p>子育て支援課 公園緑地課</p>	<p>プレイリーダーの養成と活用 (重) 一般施策へ プレイリーダーの育成事業を検討・実施する。また、小学校での「遊びの学校」事業や、地域の子どもの遊び支援グループなどに対する、プレイリーダー(遊びの指導員)派遣事業を検討していく。また、中学生対象の遊びの事業を検討する。</p>	<p>児童課</p>	<p>事務所管換え</p>
<p>子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興 市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、地域や社寺のまつり、各種施設の行事など、各種の催しやイベントを通じて、子どもたちが芸術・文化・スポーツなどに親しみ、体験できるよう、子ども向けの企画・運営を充実する。</p>	<p>生活文化課 子育て支援課 社会教育課 スポーツ振興課 図書館 公民館 (文化・スポーツ振興財団)</p>	<p>(1-2-2へ移動:「集う・遊ぶ・学ぶ」へ)</p>		
<p>「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進 子どもたちが放課後や休日に、体育館や校庭でスポーツを楽しめるよう、「総合型地域スポーツクラブ」事業を推進する。</p>	<p>スポーツ振興課 (文化・スポーツ振興財団)</p>	<p>(1-2-2へ移動:「集う・遊ぶ・学ぶ」へ)</p>		
<p>地域活動体験の拡充 青少年育成会等を通じて、子どもたちが地域の環境美化や福祉等のボランティア活動に参加できる機会を拡充する。 社会福祉協議会や地域の人材等と連携することにより、児童・生徒が主体的に取り組むボランティア活動を行い、人と関わる体験を深め、自主性・自立性を高める。</p>		<p>(1-2-2へ移動:「集う・遊ぶ・学ぶ」へ)</p>		
<p>ものづくり体験の拡充 公民館での子ども向け事業に、子どもたちがものづくりを体験できる企画を拡充する。</p>	<p>公民館</p>	<p>(1-2-2へ移動:「集う・遊ぶ・学ぶ」へ)</p>		
<p>地域の人材発掘・活用の推進 主婦や退職者をはじめとする、さまざまな分野の市民が子どもたちに、技や学びを伝えられるような機会づくりを促進する。</p>	<p>産業振興課 社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター)</p>	<p><u>産業振興課を削除</u></p>	<p>社会教育課 (社会福祉協議会) (シルバー人材センター)</p>	<p>庁内調整</p>

1-2 子ども自身の参画への支援

1-2-2 集う・遊ぶ・学ぶ

調整前(平成18年12月現在)		→	調整後		備考
(重)子どもの公共施設利用促進の方法の検討 公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、子どもだけでの利用をすすめます。 後期計画	関係各課		(重)子どもの公共施設利用促進の方法の検討 中期計画 公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、子どもだけでの利用をすすめます。 また、利用料の無料化や減免利用、利用申込資格など、子どもが利用しやすい運営を検討する。	生活文化課 児童課 公民館	庁内調整
(重)学校開放事業の推進と「遊びの学校」事業の創設 小学校の校庭やプール開放とあわせて、教室等も活用しながら「遊びの学校」事業を市民や地域ボランティアの協力和子どもたちの自主活動等により実施する。 小学校を子どもたちの地域の拠点にするため、学校施設を利用しやすい仕組みに整え、プレイリーダー(遊びの指導員)を配置することで、安心して集い、遊び、学べる環境を整える。学校施設開放事業をコーディネート(調整・共有)したり、運営を円滑につづけるための自己チェック機能を備える。	子育て支援課 社会教育課		(重)「遊びの学校」事業の実施 国の「放課後子どもプラン」を踏まえつつ、現行の小学校の校庭開放や地域生涯学習事業、出前児童館との関係を整理しながら、「遊びの学校」事業について検討・実施する。 実施にあたっては、地域の育成会や学校運営協議会、地域市民の協力や参加を得ながら小学校施設を活用し、子どもが安心して集い・遊び・学べる場所とするためにプレイリーダー(遊びの指導員)を配置することを検討していく。	社会教育課 児童課	庁内調整
(重)乳幼児とふれあう場づくりの推進 小・中・高校生と乳幼児とのふれあい活動や、遊びのボランティア、ベビーシッター活動を通じて、異年齢の子どもたちの交流をすすめる。 保育園や幼稚園などが主催する行事に、小学生・中学生・高校生などが参加できるように促進する。小学校・中学校・高校の授業等の中で、幼稚園や保育園の訪問やボランティアなどを推進する。	子育て支援課 保育課 指導課		(2章:2-1「心身の自立」へ移動) (重) 一般施策へ		
(重)プレイパーク設置の検討 子どもが自然の中で自由に遊べる冒険遊び場の設置を検討する。 プレイパークの運営に際し、子どもの遊び支援グループなどと協働するとともに、必要に応じてプレイリーダーの派遣等の支援を行う。	子育て支援課 公園緑地課		屋外の遊び場の充実 (重) 一般施策へ 西東京市の環境における自然遊び場 について検討する。 公園の使用にあたっては、子どもの遊び支援グループなどと協働するとともに、必要に応じてプレイリーダーの派遣を検討する。	児童課 公園緑地課	庁内調整

(1)集う(2)遊ぶ(3)学ぶ をまとめる(再掲が多いため)。

2 おとなになることを支える

2 - 1 心身の自立

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考
新			若者支援事業の実施の検討 ニートやひきこもりなど、若者の抱える問題について担当する部署を充実し、各関係機関・庁内関係部署との情報交換や連携を検討する。若者の就労意識の向上について調査・検討します。	子育て支援課 関係各課 審議会

2 - 3 親役割を理解する

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考
新			若い親世代への支援の検討 不安を抱えることの多い若年層の親たちが気軽に集い、意見交換し合えるような機会づくりをすすめる。またグループの自主的な活動を支援するしくみについても検討する。	健康推進課 子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 庁内調整

3 子育て家庭の支え合い

3-1 子育て事情

3-1-1 子育て意識

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考
	<p>父親の育児参加の推進</p> <p>子育ての男女共同参画を推進するため、男性が育児休業や子育て休暇をとりやすい職場環境づくりや育児休業法の周知徹底を図る。</p> <p>男性の育児や家事への参画を促すため、日常生活での自立や育児・家事能力を高めるための学習や情報提供のためのセミナーなどを実施する。</p>	<p>産業振興課 健康推進課 子育て支援課 社会教育課 関係各課</p>	<p>父親の育児参加の推進</p> <p>子育ての男女共同参画を推進するため、男性が育児休業や子育て休暇をとりやすい職場環境づくりや育児休業法の周知徹底や企業に対する啓発を図る。</p> <p>男性の育児や家事への参画を促すため、男性への学習機会や情報の提供を推進する。そのために、男性が参加しやすい企画や事業、参加方法を検討します。</p>	<p>健康推進課 子育て支援課 生活文化課 公民館</p> <p>庁内調整</p>

3-1-2 子育ての状況

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考
新			<p>栄養・食生活に関する教育・相談の実施</p> <p>母親学級・乳幼児健診、離乳食講習会、育児相談など栄養・食生活に関する相談や教育を充実し、家庭の食生活での食育の取り組みを推進する。</p>	<p>健康推進課 子育て支援課 保育課 生活文化課 (消費生活センター)</p> <p>庁内調整</p>
新			<p>地域や家庭における食育の推進</p> <p>農業マップの作成や農産物の販売、農業景観散策での地域農家と市民の交流事業を推進する。また、学校での地場野菜の活用を通じて、食の安全や農業について関心を深める。</p>	<p>産業振興課 学務課</p> <p>庁内調整</p>
	<p>(重)子育てに関する学習機会の充実</p> <p>妊産婦や乳幼児の健康増進のため、母親学級、両親学級、育児学級、各種の講習・講座・公演、健康教室、グループワークの機会や知識の普及、仲間づくりなどの内容を見直し、充実する。</p> <p>先輩パパママが参画する子育て講座を開催するなど、子育て家庭同士や先輩パパママとの交流の機会づくりに努める。</p>	<p>健康推進課 子育て支援課</p>	<p>子育てに関する学習機会の充実 (重) 一般施策へ</p> <p>妊産婦や乳幼児の健康増進のため、母親学級、両親学級、育児学級、各種の講習・講座・公演、健康教室、グループワークの機会や知識の普及、仲間づくりなどの内容を充実する。また幼児期だけでなく、思春期の子どもをもつ親に対する学習機会についても検討する。</p>	<p>健康推進課 子育て支援課 公民館</p> <p>庁内調整</p>

<p>ホームヘルパー派遣事業の推進 育児や家事などの負担を軽減するため、ホームヘルパー派遣事業を推進する。</p>	<p>生活福祉課 子育て支援課 (社会福祉協議会)</p>	<p>(4章へ統合:4-1-1「子育て期の支援」へ)</p>		
---	---------------------------------------	--------------------------------	--	--

3-1-1子育て意識と、3-1-2子育ての状況 をまとめる。

3-2 子育ての支え合い

3-2-1 子育ての支え合い意識

調整前(平成18年12月現在)		調整後		備考
<p>(重)ファミリー・サポート・センターの充実 仕事と家庭の両立や、在宅で子育てをしている家庭への支援の環境整備の一環として、保育ニーズに対応した相互支援体制を充実するため、ファミリー・サポート・センターに関する情報をわかりやすく提供する方法、利用規則の改善や障害児利用の充実、サポート会員の養成プログラムの内容および方法の充実を総合的に検討する。</p>	<p>子育て支援課 (社会福祉協議会)</p>	<p>ファミリー・サポート・センターの充実 (重) 一般施策へ 子育て家庭への支援の環境整備の一環となるファミリー・サポート・センターについて、子育て中の母親が精神的な負担感なく気軽に利用できるような制度を目指す。そのために、使いやすい制度方法や利用規定、また市内保育施設との連携の可能性について検討していく。 また、サポート会員がサービスを提供しやすいしくみや養成プログラムの内容についても検討する。</p>	<p>子育て支援課 (社会福祉協議会)</p>	<p>市民意見 審議会</p>

3-2-2 子どもの育ち・子育てに関する支え合いの状況

(3) 相談

調整前(平成18年12月現在)		調整後		備考
<p>(重) 新生児訪問の推進</p>	<p>健康推進課</p>	<p>(4章:4-2-1(2)新生児・産婦訪問指導 へ)</p>		
<p>相談に関する情報提供の充実 市報や市のホームページでの情報提供、一層のインターネット活用、子育て施設等での相談に関する情報提供等を継続してすすめる。また、子ども家庭支援センターに、市内の全ての子育て情報が集まるシステムをつくる。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>相談に関する情報提供の充実 市報や市のホームページでの情報提供、インターネットの活用、子育て施設等での相談に関する情報提供を継続してすすめるとともに、青少年も含めた子ども・子育てに関わる情報の一元化を図るよう検討していく。 また、ITネットワークを活用した子育て家庭の相互交流活動の活性化について検討する。</p>	<p>子育て支援課 関係各課 情報推進課</p>	<p>審議会 庁内調整</p>

4 市民参加型の子育ちと子育て家庭支援

4-1 子どもと家庭の支援

4-1-1 子育て期の支援

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考
	(重)(仮称)こどもの総合支援センターの開設 子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設を開設する。	子育て支援課	(重)(仮称)こどもの総合支援センターの開設 子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設を開設する。 支援コーディネーター(専門相談員)を配置し、支援を必要とする児童・家庭に対する相談やトータル的な支援を実施する。支援にあたっては、子どもが地域の中で育つことを基本とし、地域子育てセンター等と連携しながら進めていく。 また、虐待などの要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関との連携や情報共有を強化し、虐待に関する取り組みを充実する。	子育て支援課 健康推進課
	(重)公立保育園のブロック化とサービス内容の見直し 中期計画<新規> 公立保育園の中から数か所程度の基幹型保育園をつくりブロック化を図り、基幹型保育園を中心に病後児保育、休日保育等の実施を検討する。 サービス内容を見直して、公立保育園では、障害児の通所型保育、障害児の入所型保育、延長保育、一時保育、地域の親子を中心とした遊び場事業等を実施する。	保育課	中期計画<実施・継続>	保育課
新		保育課	地域子育て支援センターの設置・拡充 地域の子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターを設置・拡充する。この施設は、基幹型保育園と連動したものとし、地域の子どもと子育て家庭に対する支援を専門スタッフ(保育士等)が実施する。 地域ブロックの中心的役割として、関係施設・機関と連携を図る。	保育課
	(重)保育の質の確保と向上の検討 福祉サービス第三者評価制度に取り組み、保育園の評価と点検を行い、良質な保育サービスの提供に努める。	保育課	保育・地域支援の質の確保と向上 保育園スタッフの資質の向上を図り、良質な保育サービスの提供や地域支援スタッフとしての質の向上を目指します。	保育課

(重)学童クラブ運営の充実 小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業に移行し、小学校3年生までを現施設で保育することや、保護の必要な子どもの保育環境を整備する検討を行う。また、「遊びの学校」事業との連携を強化する。 環境が整備された学童クラブ施設の開放を基本として、午前中は乳幼児とその保護者のために解放し、こども同士の遊び場や保護者たちの仲間づくりを支援する。	児童課	(重)学童クラブ運営の充実 (重) 一般施策へ 小学校4年生以上の保育は「遊びの学校」事業に移行し、小学校3年生までを現施設で保育することや、保護の必要な子どもの保育環境を整備する検討を行う。また、「遊びの学校」事業との連携を強化する。 環境が整備された学童クラブ施設の開放を基本として、午前中は乳幼児とその保護者のために解放し、こども同士の遊び場や保護者たちの仲間づくりを支援する。 また、老朽施設の改善と事業内容を充実するため、施設整備をすすめる。	児童課	庁内調整
(重)学童クラブの施設整備の検討 老朽施設の改善と事業内容を充実するため、施設整備を検討する。	児童課	(削除：(重)「学童クラブ運営の充実」へ統合)	児童課	庁内調整

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭の支援

調整前(平成18年12月現在)		調整後		備考
(重)病後児保育の充実(再掲)	子育て支援課 保育課	(削除：4-1-1-重の再掲のため)	子育て支援課 保育課	
ホームヘルパー派遣事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ「支援費制度」により、介護及び家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。	障害福祉課 子育て支援課	ホームヘルパー派遣事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ、介護及び家事ヘルパーを派遣し、子育て支援をする。 (「支援費制度」を削除)	障害福祉課 子育て支援課	
緊急入所事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ「支援費制度」による、短期入所事業の利用により、緊急時の支援をする。	障害福祉課	緊急入所事業の推進 障害のある子どもと、その家族へ、短期入所事業の利用により、緊急時の支援をする。 (「支援費制度」を削除)	障害福祉課	
障害のある子どもの療育・リハビリ機能の確保 学齢児を対象に地域型児童館での放課後活動を推進し、(仮称)こどもの総合支援センターでの療育・リハビリを提供する。	障害福祉課 健康推進課 子育て支援課	障害のある子どもの療育・リハビリ機能の確保 こどもの総合支援センターでの療育・リハビリを提供する。	健康推進課 子育て支援課	庁内調整
心身障害教育の充実	学務課 指導課	特別支援教育の充実 (法改正による用語変更)	学務課 指導課	

障害児放課後活動としての常設場確保の検討 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が 持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。	障害福祉課 子育て支援課 児童課	障害児放課後活動としての常設場確保の検討 障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持 てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討する。 学齢児 対象としては、地域型児童館での放課後活動を推進する。	障害福祉課 子育て支援課 児童課	庁内調整
児童扶養手当・特別児童扶養手当の充実	子育て支援課	(4-1-4へ移動:ひとり親家庭の支援)	子育て支援課	
相談から、フォローアップまでを行う施設整備の検討 相談からフォローアップまでを総合的に支援するため、恒常 的な指導員の配置と専門家派遣のある施設整備を検討す る。	子育て支援課	相談から、フォローアップまでを行う 事業の展開 相談からフォローアップまでを総合的に支援するため、 支援 コーディネーター(専門相談員)を配置し、医療・福祉・教育 機関と連携して、支援を必要とする子どもへのトータル的な 支援を実施する。	健康推進課 子育て支援課	

4-1-4 ひとり親家庭の支援

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考
新			母子自立支援プログラム策定事業の推進 母子家庭の生活の自立と安定のために母子自立支援プロ グラム策定事業を推進する。 就業支援・相談体制等、母子家庭が地域のなかで安心して 子育てできるよう支援していく。	子育て支援課 生活福祉課 審議会 庁内調整

4 - 2 保健・医療

4 - 2 - 1 母子保健体制の整備・充実

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考	
新			<p>母子保健と保育の連携の強化 新生児訪問や乳幼児健診などの母子保健事業と、市内関係機関や施設との連携を強化し、妊娠から出産、子育て不安や小児疾患、障害、児童虐待、養育力不足などの要保護児童や家庭に対し、途切れることのない支援を充実する。 また、母子保健事業を子育て支援事業において統一的に行えるよう、行政組織のあり方を検討する。</p>	<p>子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 保育課 健康推進課</p>	<p>審議会 庁内調整</p>
新			<p>訪問型相談・支援の強化 健診未受診者や必要な児童について実施している訪問型相談について、他機関や関係施設との連携を強化し、産後うつ・子どもの成長発達・虐待などの早期発見・解決を図る。 また、乳児期の家庭への家事援助支援のしくみを検討する。</p>	<p>子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 健康推進課</p>	<p>審議会 庁内調整</p>

(1)健康診査(2)新生児・産婦訪問指導(3)母親学級・両親学級・育児学級(グループ)(4)育児相談(5)予防接種 をまとめる。

4 - 2 - 2 医療

(1)小児科(2)救急(3)産科(4)未熟児(5)アレルギー(6)思春期(7)歯科保健 をまとめる。

4 - 3 教育

4 - 3 - 1 学校教育

(重要施策) 削除(再掲のため)

	調整前(平成18年12月現在)	→	調整後	備考	
	<p>子どものためのメディアリテラシー教育の推進 教科の学習や総合的な学習の時間でのコンピュータの活用等、多様な情報機器を活用した学習を推進すると共に、発達段階に応じたメディアリテラシー(メディア情報を適切に受け取ったり発信したりする能力)育成を推進する。 後期計画</p>	指導課	<p>中期計画へ</p>	指導課	

西東京市教育関係者連絡会議の検討 公・私立学校の関係者を中心とした情報交換の場の設定など、公立、私立一緒の立場で、西東京市における教育について、定期的に話し合う機会を推進する。	教育庶務課	西東京市教育関係者連絡会議の検討 公・私立学校の関係者を中心とした情報交換の場の設定など、公立、私立一緒の立場で、西東京市における教育について、定期的に話し合う場を検討する。	教育庶務課
幼・保・小・中学校の交流・連携の推進 保育園や幼稚園、小学校、中学校との交流の機会を推進し、情報の交換、教員間の交流を図る。	子育て支援課 保育課 指導課	保育園や幼稚園、小学校、中学校との交流の機会を推進し、発達障害・要保護児童の支援に対する連携の強化と情報の共有化を図る。	子育て支援課 保育課 指導課

4 - 3 - 2 子ども・子育て家庭支援者の育成

(削除 1 - 2 - 1「子どもを支える地域のシステム」へ統合)

4 - 4 子ども・子育て家庭のためのまちづくり

調整前(平成18年12月現在)		→	調整後		備考
防犯対策の充実(再掲) 市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロールの実施、民生委員・児童委員、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。	生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察)		市内の公・私立学校関係者による連絡会の設置や合同パトロールの実施、民生委員・児童委員、青少年育成会との定期的な協議と内容の充実を図る。 また、不審者情報のネットワークづくりをすすめる。 (1 - 2 - 1へ移動:子どもを支える地域のシステム)	生活文化課 子育て支援課 指導課 (警察) 情報推進課	
子どもの緊急避難場所とする事業の推進	子育て支援課		(1 - 2 - 1へ移動:子どもを支える地域のシステム)	子育て支援課	
通学路、通園路の安全確保の充実 子どもの通学路の歩道・街路灯等、交通安全施設の整備を充実するとともに、住宅地内の歩道のない道路や狭い道路、特に通学路の交差点部分に視界が広がるように工夫することで、交通事故の防止を図る。	教育庶務課 学務課		子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員や交通安全協力員の拡充を図る。	教育庶務課 学務課 道路管理課 交通安全課	庁内調整
(仮称)合併記念公園の子どものための活用システムの検討 (仮称)合併記念公園に、子どもたちが自由に使えるスペースを確保し、子ども参加でその企画づくりと運営を推進する。	公園緑地課		削除: 1 - 2 - 1 子ども参画に内容を含め表記する。	公園緑地課	

	<p>ビオトープ設置の推進 おとなと子どもと一緒に、動植物の安全・創出を目的とするビオトープ(自然の生態系空間)づくりを推進する。</p>	<p>環境保全課 公園緑地課</p>	<p>(削除: 「環境教育の推進」へ統合)</p>	<p>環境保全課 公園緑地課</p>	
	<p>環境教育の推進(再掲 4-3-1)</p>	<p>環境保全課 指導課</p>	<p>学校における総合的な学習の時間を中心に環境教育を実践し、ビオトープづくりなどを通じて市内の自然環境への関心や保全への取り組みを推進する。</p>	<p>環境保全課 指導課</p>	
	<p>図書館事業の拡充 子どもたちの心の成長にとって大切な本への関心を測るため、読み聞かせ事業、所蔵図書の充実に努める。</p>	<p>図書館</p>	<p>(4-3-1へ移動: 学校教育へ移動) 「学校教育」を、「教育」と表記変更する。</p>	<p>学務課 指導課 図書館</p>	
	<p>学校図書館の充実(再掲)</p>	<p>学務課 指導課</p>			
	<p>図書館、学校図書館のネットワーク化の推進 図書館から学校図書館への本の貸し出し、図書館から学校への情報の提供など、地域の図書館と学校図書館の連携を推進する。</p>	<p>指導課 図書館</p>			